

尾道市立浦崎中学校 部活動のきまり

令和5年4月1日
生徒指導部

1 目的

部活動は、学校教育活動の一環として行うものであり、単に技能だけを高める場ではなく、お互い協力し助け合い、励まし合う中で、豊かな人間性を育成し、素晴らしい伝統と校風をつくりあげていくことを目的とする。

2 意義

- (1) 生徒の自主性と個性を伸ばし、生徒の健全育成に役立てる。
- (2) 部活動を通して、体力や運動技能や感性を伸ばし、忍耐力や協調性、マナーやモラルなどを養う。
- (3) 教職員や異学年集団の中での人間関係づくりを行う。
- (4) 校則や部活動のきまり、集団のきまりを守り、所属感や連帯感を身につける。

3 入部・転部

- (1) 原則全員加入とするが、平日に1日でも活動しているスポーツクラブや文化活動団体に所属、参加している生徒は、学校の部活動への入部は任意とする。
- (2) 3年間継続して同じ部で活動するのが望ましいが、入部期間は1年間とし、年度が替わる毎に入部届を提出する。
※年度が替わる時や年度途中で転部しても構わないが、その時は顧問や担任と相談する。

4. 活動について

(1) 学期中 課業日

①放課後(その日の天候や気温などにより、活動時間を中止・短縮する場合がある。)

	時期	活動時間	完全下校時刻
1	4月～10月	16時10分～17時40分	17時55分
2	11月～1月	16時10分～16時45分	17時00分
3	2月～3月	16時10分～17時10分	17時25分

※市内秋季大会終了後から市内駅伝大会までの期間の活動時間は3とする。

②朝練習

- 朝練習は原則行なわないものとする。必要な場合は学校長の許可を得て行う。
- 行う場合は必ず顧問がついて活動する。
- 行う場合の活動時間は7時30分から8時00分とし、始業に支障のないようにする。

(2) 学期中 土曜日、日曜日、祝祭日、振り替え休業日

○各部活動の計画に基づき活動できる。活動時間は1日3～4時間程度とする。

○原則日曜日は部活動を行わないものとするが、正当な理由がある場合は保護者了承のもと学校長の許可を得て行うことができる。ただし、その週の平日いずれかの日を部活動休養日にあてる。(計画された部活動休養日以外にもう1日休養日を設ける)

○原則1日練習はしない。

(3)長期休業中 平日

○各部活動の計画に基づき活動できる。活動時間は1日3時間程度とする。

○その日の天候や気温などにより、活動を中止または時間短縮する場合がある。

○1日練習はしない。

(4)長期休業中 土曜日、日曜日、祝祭日、振り替え休業日

○土曜日は各部活動の計画に基づき活動できる。活動時間は1日3～4時間程度とする。

○土曜日以外は原則行わないものとするが、正当な理由がある場合は保護者了承のもと学校長の許可を得て行うことができる。ただし、平日いずれかの日を部活動休養日にあてる。

○活動時間は1日3～4時間程度とする。原則1日練習はしない。

○生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多用な活動を行うことができるよう、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※令和5年度＝令和5年8月11日～16日、12月29日～令和6年1月8日

※期間中に大会などがある場合は、別に休養期間を設ける。

5 活動を行わない日について

(1)部活動休養日。

※原則水曜日と日曜日。ただし、職員研修や出張などで教職員全員が部活動につけない場合などは水曜日以外に休養日を設ける場合がある。

※一部部活動において水曜日以外が休養日として適当であると考えられる場合は管理職及び職員で協議し、他の曜日が休養日になる場合がある。

(2)試験発表中と試験日。(※朝練も含む)

※大会直前で、活動が必要と考えられる場合は、管理職及び職員で協議し、放課後の活動を許可する場合がある。(※朝練は行わない)

(3)学校長の判断で、活動に危険があると予測されたとき。(警報解除後も含む)

(4)警報発令中のとき。(大雨・洪水・雷・オキンド等)

6 活動のきまり

(1) 時間を守る。

- ①放課後の活動は、遅くともSHR終了後10分後には開始できるよう早くとりかかる。
- ②活動終了時刻を守り、速やかに片付け・掃除を行う。
 - グラウンド＝グラウンド整備 ※ボールなどの数の確認も
 - 体育館＝モップがけ、消灯、カーテンを開ける、施錠 確実に行う。
 - 文化部活動場所＝片づけ、掃除、消灯、戸締まり
- ③下校時刻を守る。
 - 下校時刻が守れなかった場合は、次のように清掃活動を行う。(学期を1単位)
 - 1回目＝次の活動日、活動時間終了まで清掃活動
 - 2回目＝次の活動日から2日、活動時間終了まで清掃活動
 - 3回目＝次の活動日から3日、活動時間終了まで清掃活動
 - 清掃場所は当該部活動の部員と顧問で協議して決める。

(2) 服装・持ち物について

- ①課業日の部活動では学校規定の体操服で活動する。靴下も学校規定のものとする。
- ②土日祝日・長期休業中は、原則学校規定の体操服とする。ただし、部で揃えたシャツ・ウェアや顧問が認めた派手でないシャツ・ウェアであれば着用して活動してもかまわない。
- ③課業日の飲料水はお茶のみとする。
- ④土日祝日・長期休業中は、スポーツ飲料でもかまわない。ただし、原則水筒に入れるものとし、ペットボトルで持ってくる場合は、ペットボトルカバーなどに入れる。ゴミは必ず持ち帰る。
- ⑤熱中症予防のタブレットについてはスポーツ飲料と同じ扱いとする。
- ⑥部活動で使用する私物は、部室、教室のロッカーや玄関靴箱に置いても良い。活動場所や体育館靴箱などに置きっぱなしにしないこと。
- ⑦大会や部活動に必要な物は持ってこないこと。
【例＝アメ・ガムなど飲食物、マンガ、ゲーム、トランプなど】
 - 不要物を持ってきた場合は、次のように清掃活動を行う。(学期を1単位)
 - 1回目＝次の活動日、活動時間終了まで清掃活動
 - 2回目＝次の活動日から2日、活動時間終了まで清掃活動
 - 3回目＝次の活動日から3日、活動時間終了まで清掃活動
 - 清掃場所は当該部活動の部員と顧問で協議して決める。

(3) その他

- ①各部は指定された場所で活動する。
 - 卓球部＝体育館東側
 - バレーボール部＝体育館西側
 - 野球部＝中庭
 - ソフトテニス部＝テニスコート
 - 陸上競技部＝グラウンド
 - 文化部＝活動に必要な教室

※雨天時に野球部、ソフトテニス部、陸上競技部が校舎内を活動場所とする場合は、顧問で場所の調整を行い、ケガのないよう、施設・設備を壊さないよう安全に留意して活動する。ただし危険があると予測される場合は、部活動は行わないこと。

②課業日に、体調不良で保健室で1時間以上休養したり、体育を見学したりした場合は、原則部活動には参加せず、下校して自宅で休養したり、病院を受診することが望ましい。

参加できると判断された場合は、見学や運動の軽減をするなど顧問と相談して参加する。

③土日祝日の部活動に欠席・遅刻がある場合は必ず学校へコドモンにて連絡する。

※他の部員に伝えるなどはしない。

④完全下校時刻を全員が守るため、つぎのよう下校点検・放送を行う。

○点検・放送当番(1学期)

月	火	水	木	金
卓球部	ソフトテニス部	(休養日)	バレーボール部	野球部 または 陸上競技部

※水曜日に部活動があった場合、その週の休養日になった日の部が放送する。

※大会前など、全部の日が活動日になった場合は、その都度指示を出す。

○点検・放送当番(2学期～)

月	火	水	木	金
卓球部	ソフトテニス部	(休養日)	総合文化部	野球部 または 陸上競技部

※水曜日に部活動があった場合、その週の休養日になった日の部が放送する。

※大会前など、全部の日が活動日になった場合は、その都度指示を出す。

○基準＝完全下校時刻のチャイム鳴り始めに全員正門から出ていること。

○点検・放送当番にあたった部の顧問は、生徒と一緒に正門に立つ。